

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 産業競争力強化法施行令の一部改正

一 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務

革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機関等及び当該業務に係る指定金融機関等の指定の基準となる法律を規定すること。
(第五条及び第六条関係)

二 認定事業適応関連措置及び事業適応促進円滑化業務

認定事業適応関連措置の内容、事業適応促進円滑化業務に係る株式会社日本政策金融公庫法施行令の適用に係る読替規定並びに当該業務に係る指定金融機関、指定金融機関の指定の基準となる法律及び指定金融機関の指定等に関する内閣総理大臣等への通知について規定すること。

(第七条から第十一条まで関係)

三 認定事業再編関連措置

認定事業再編関連措置に、産業競争力強化法第二条第十七項第一号ハ、ホ、ヘ(事業又は資産の譲受けに係る部分に限る。)、チ、ヌ、ヲ又はワに掲げる措置であつて、その実施に長期資金の借入れを必

要とするものを追加するとともに、認定特別事業再編関連措置に係る規定を削除すること。

(第十六条関係)

四 創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例

無担保保険の保険関係から、中小企業等経営強化法の創業等関連保証を削除すること。

(第二十八条関係)

第二 中小企業等経営強化法施行令の一部改正

一 特定事業者の範囲

1 特例業種

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正後の中小企業等経営強化法（以下「改正後中小強化法」という。）第二条第五項第四号の政令で定める業種及びこれらの業種についての同号の政令で定める常時使用する従業員の数について定めること。

2 組合及び連合会

改正後中小強化法第二条第五項第七号の政令で定める組合及び連合会について定めること。

3 一般社団法人

改正後中小強化法第二条第五項第八号の政令で定める一般社団法人の要件について定めること。

(第四条関係)

二 特定事業者等の範囲

1 改正後中小強化法第二条第六項第二号の政令で定める常時使用する従業員の数について定めること。

2 改正後中小強化法第二条第六項第二号の政令で定める法人について定めること。(第五条関係)

第三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令の一部改正

一 特定事業者の範囲

1 特例業種

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「改正後地域未来法」という。)第二条第四項第四号の政令で定める業種及びこれらの業種についての同号の政令で定める常時使用する従業員の数について定めること。

2 組合及び連合会

改正後地域未来法第二条第四項第七号の政令で定める組合及び連合会について定めること。

(第二条関係)

第四 下請中小企業振興法施行令の一部改正

一 振興事業計画の申請主体となる団体の要件である定款又は規約の基準に係る規定を削除すること。

(第二条関係)

二 下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保険料率について定めること。
(第三条関係)

第五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正

一 経営革新計画の申請主体が特定事業者に改められること等に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う業務の範囲について所要の見直しを行うこと。
(第三条第一項第一号関係)

二 創業者の定義について定めること。
(第三条第四項関係)

第六 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部

改正

銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用に関し、読み替える法令の規定に産業競争力強化法施行令第十一条第一号を追加すること。
(附則第十四条第二項関係)

第七 経済産業省組織令の一部改正

経済産業政策局総務課の所掌事務に中小企業等経営強化法の施行に関すること(中小企業者に係るものを除く。)を追加するとともに、中小企業庁経営支援部技術・経営革新課の所掌事務のうち中小企業等経営強化法の施行に関すること(経営革新計画)の範囲を中小企業者に係るものに限定すること。

(第二十二條及び第六十二條關係)

第八 国土交通省組織令の一部改正

不動産・建設経済局建設市場整備課の所掌事務から中小企業等経営強化法の基本方針の策定に関する事務のうち建設業者等に係る創業に関するものを削除すること。
(第八十條關係)

第九 関係政令の整理

その他関係政令の所要の規定の整理を行うこと。
(第四條及び第十條關係)

第十 附則

一 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行すること。

（附則第一項関係）

二 創業等関連保証に係る保険関係に係る保険料率に関する経過措置について定めること。

（附則第二項関係）